

議案第 1 号

新潟地域合併問題協議会規約の一部改正について

新潟地域合併問題協議会規約の一部を改正する規約を次のように制定するものとする。

平成 15 年 6 月 16 日 提出

新潟地域合併問題協議会
会長 篠田 昭

新潟地域合併問題協議会規約の一部を改正する規約

新潟地域合併問題協議会規約の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「亀田町」の次に「，岩室村」を加える。

附 則

この規約は，平成 15 年 6 月 16 日から施行する。

新潟地域合併問題協議会規約

(設置)

- 第1条 新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村(以下「関係市町村」という。)は、合併に関する諸問題について協議を行うため、新潟地域合併問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 関係市町村以外の市町村から協議会への加入の申し入れがあった場合、会長が第6条による会議に諮って定める。

(協議会の任務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる任務を行う。
- (1) 関係市町村の合併に関する協議
 - (2) 関係市町村の合併後の建設計画に関する協議
 - (3) その他合併に関し必要な事項の協議

(組織)

- 第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。
- (1) 関係市町村の長及び市の助役
 - (2) 関係市町村の議会の議長
 - (3) 関係市町村の議会の議長がそれぞれ推薦した当該議会の議員
 - (4) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験者

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長には新潟市長を、副会長には新潟市議会議長及び会長に充てられた者以外の関係市町村の長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。

(会長の職務代理)

- 第5条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(関係職員の出席)

- 第7条 会長は、必要に応じて関係市町村の職員が会議に出席し、説明することを求めることができる。

(事務局)

- 第8条 協議会の事務局は、新潟市に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算)

- 第9条 協議会の予算は、別に定める。

(財務)

- 第10条 協議会の財務に関しては、新潟市の財務に関する手続きの例による。

(監査)

- 第11条 協議会の出納の監査は、会長が指名した委員3名が行う。

(その他)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成14年9月5日から施行する。

附 則
この規約は、平成 14 年 10 月 25 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 15 年 6 月 16 日から施行する。